自治体名	釜石市・遠野市・大槌町 （釜石・遠野地域成年後見センター）	区分	広域・委託（社協）
キーワード	立ち上げ時の調整の工夫、サテライトの設置		

2市1町の中核機関立ち上げにおける工夫

Ⅰ．概　要

1．自治体概要（※3市町の合計値）

人　　口	72,126人
面　　積	1466.31㎢
高齢化率	38.6%
地域包括支援センター	3か所
日常生活自立支援事業利用者数	78人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	721人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	623人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
164人	136人	21人	7人	0人

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		3件	1件	1件	2件
内訳	高齢者	2件	1件	1件	2件
	障害者	1件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
―	―	―	―

（2018年度末時点）
※2020年度より市民後見人の養成に向けた検討を開始予定。

3．事例のポイント

▶家庭裁判所支部の所管エリアで連携

釜石市・遠野市・大槌町は盛岡家庭裁判所遠野支部の管轄地域と一致しており、釜石市社協が実施する日常生活自立支援事業も2市1町の圏域で連携。制度利用者の利便性が高く、関係者の意思疎通が可能となった。

▶中核機関が「サテライト」を設置

中核機関は釜石市社協に委託しているが、遠野市社協に中核機関のサテライトを設置、遠野市住民からの相談に対応。

▶約3年間の協議を経て中核機関を設置

準備委員会等で中核機関設置に向けて協議、協議出席者の変更により、合意事項が振り出しに戻ることがないよう、協議の論点と合意事項を「みえる化」する表を作成。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2016（H28）年度	釜石市庁内会議で成年後見センター設置を目指すことを確認。 遠野市・大槌町を交えた関係機関情報交換会を開催。 施設・医療機関等にアンケート調査を実施。 Point 1 研修会の開催。
2017（H29）年度	関係機関情報交換会、個別協議の実施。 研修会の開催（地域住民向け、支援者向け）。 視察の実施（県内３箇所、県外１箇所）。
2018（H30）年度	２市１町協議（６回） 設立準備委員会事務局会議（４回） Point 2 釜石・遠野地域成年後見センター設立準備委員会（２回）開催。 ２市１町自治体と社協との個別協議、意見交換会開催。 研修会の開催（専門職対象２回、地域住民・専門職１回） 専門職等との協議。（２回）
2019（H31）年度	釜石市社協と各市・町が業務委託契約を締結、釜石市保健福祉センター内にセンター開設準備室を開設。 「釜石・遠野地域成年後見センター」の設立に関する基本協定締結、センターを開所。

POINT

Point 1

２市１町内の高齢者施設、障がい者施設、医療機関にアンケートを実施し、制度の活用が望ましいと思われる人の人数（後見ニーズ）の把握を行いました。

その結果、「判断能力の低下」、「保護者（身寄り）がいない」等の理由により、制度の活用が望ましいにも関わらず、制度につながっていない人が181人いることが把握されました。

Point 2

２市１町協議（行政）では、準備委員会に諮る内容、職員採用や費用負担割合、契約書、予算要求に向けた協議等が行われました。

設立準備委員会事務局会議（行政・社協）では、ネットワーク及び組織の構築、事業計画、法人後見業務の位置づけ等が協議されました。

準備委員会（専門職、関係機関等、行政）では、センター名称、設置要綱、基本理念・組織体制、業務内容、運営委員会の所掌事項等が検討され、方針案に基づき委託先の社協との協議が行われました。

また、専門職等との協議では専門職、県、県社協が参加、センター立ち上げに向けての情報提供、助言を行いました。

中核機関の委託料算定方法について教えてください。

按分方法は、地域における成年後見の本人属性を踏まえ、「高齢」７割、「障がい」３割としました。

高齢者分の経費負担割合は高齢者人口割、障がい者分の経費負担割合は、1／2を人口割、1／2を障害者手帳所持割です。

この算出方式により、R1年度は釜石市47.9％、遠野市37.4％、大槌町14.7％の按分となっています。

Ⅲ. 釜石市・遠野市・大槌町における体制の特徴について

1．中核機関の体制

社協への委託にて中核機関の整備を行いました。成年後見センターは釜石市社協にあります。担当者は、センター長1名（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）、相談員２名（社会福祉士、社会福祉主事）です。

一次相談窓口は、各市町の地域包括支援センター、障がい福祉担当窓口が担っています。

運営協議会には、準備委員会より委員として関与した弁護士、司法書士、社会福祉士、社協、行政等に加えて医師会が参加しています。

権利擁護に特化したセンターとなるため、釜石市はセンターの職員として社会福祉士で後見事務を行ったことがある人材を探し、開所時には無事要件を満たすセンター長を配置することができました。

釜石・遠野地域成年後見センター組織体制

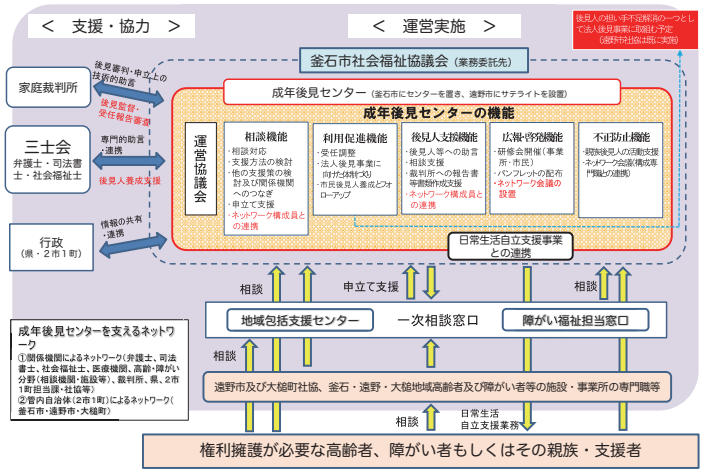

2．中核機関立ち上げ時の調整の工夫

中核機関の立ち上げ時、２市１町の事務局会議や個別協議、準備委員会、行政と社協との協議、など、様々な場面の協議が行われました。しかし、新たな団体が加わる際や、担当者が変更になったときに、それまでの協議で積み重ねてきた合意が振り出しに戻ってしまうこともありました。

そのため、協議の検討事項を一覧表に落とし込み、可視化し共有するための資料が開発されました。

一覧表では、「案」、「検討結果」、「再提案」、「意見等」、「再検討結果」と、どの会議でどのような意見がでたのか、検討項目別に確認できるようになっており、新たな参加者がいてもこれまでの議論を踏まえることができるように工夫されています。

●●に向けた打合せ　　検討項目 :社協と市が協議し、自治体間で情報共有した結果、3市町の方針を示して各社協と協議する必要があると判断したもの。

No	検討項目	案	●月●日協議検討結果	再提案	意見等	△月△日検討結果	□月□日意見交換会振り返りと検討結果
1	開所時期	A市案 ○月○日開所	確定・再検討 結論出ず。	・・・・・・・の時点ではどうか。	○月までには設定が必要ではないか。	確定・再検討 ・・・とする。	左記のとおり確認した。
2	協定締結時期	A市案 ○月○日	確定・再検討 ・・の時期とする。		了とする。	確定・再検討	○○の方向で検討を進める。
3	委託契約	B社協案 ・・・・・・・	確定・再検討 C市の例を参考に作成。		了とする。	確定・再検討	左記のとおり確認した。
4	センターの場所	A市案・・・・ B市案・・・・ C町案・・・・	確定・再検討 当面・・・とする。		了とする。	確定・再検討 ○○は今後の協議を受け検討する。	左記のとおり確認した。
5	職員	A市案 ・・・・・・	確定・再検討 個別打合せを進める。	業務の詳細を詰める必要がある。 ・・・・・・・	・・・・・・・ではないか。	確定・再検討	左記のとおり確認した。

釜石市提供の協議記録表の様式。欄の記載事項には加工を加えています。

3．サテライトの設置と広報・相談対応

センターのサテライトを遠野市に設置、サテライトの運営は遠野市社協に再委託をしています。

釜石市と大槌町は生活圏域が共有されていますが、距離のある遠野市においては、別途センターのサテライトが必要と判断されました。

釜石市のセンターと遠野のサテライトの職員は、緊密な連携をとり、制度の勉強会等をともに行っています。

また、釜石市のセンターは、釜石市の地域包括支援センターや障がい福祉係と同じフロアにあり、空間上も、連携が取りやすくなっています。

中核機関開設初年度となるため、センターでは、チラシの全戸配布や出前講座、関係機関への広報・啓発に力を入れるとともに、相談受付、支援の検討と支援経過のモニタリングを包括等と連携して行っています。

専門職後見人の数が限られる地域であり、2020（R2）年度からは市民後見人の養成を進めていくことが予定されています。

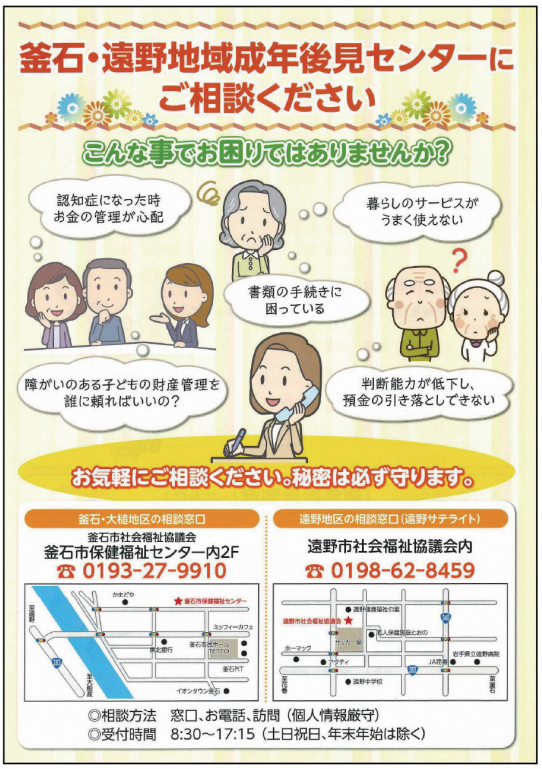

担当者より

この先々、市町行政だけでは大変だろうと思っていたが、センターができ、制度を知る専門職がいてくださることで、安心感があります。

２市1町で連携して取り組めたこと、県内外の先輩地域とつながれたことが大きな宝です。これから計画の策定などの作業がありますが、今の連携があればできると思います。

成年後見ということばは知っていても難しいという人は多いので、身近な制度であることを必要な人に届くよう支援していきたいです。

■参考URL　連絡先

釜石市保健福祉部 地域福祉課
TEL：0193-22-0177
URL：http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.html

●釜石・遠野地域成年後見センター
TEL：0193-27-9910
●釜石・遠野地域成年後見センター（遠野サテライト）
TEL：0198-62-8459

自治体名	山形県山形市	区分	社協委託
キーワード	総合相談窓口の活用、法人後見と市民後見人養成の連携		

専門職を活用した事業検討と後見人支援

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	249,620人
面　　積	381.585㎢
高齢化率	29.2%
地域包括支援センター	13か所
日常生活自立支援事業利用者数	186人
障害者相談支援事業所	14か所
療育手帳所持者数	1,626人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,485人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

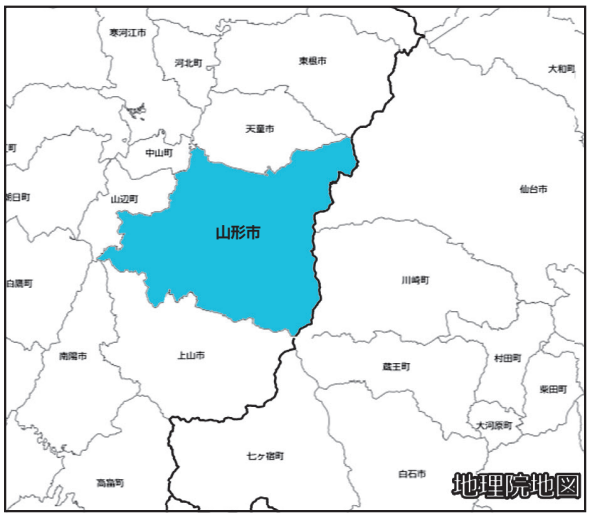

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
466人	369人	80人	12人	5人

（2019年９月１日時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		44件	37件	32件	6件
内訳	高齢者	39件	36件	30件	6件
	障害者	5件	1件	2件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
45人	4人	5人	45人

（2018年度末時点）

3．事例のポイント

▶社協の実践から見えた課題をボトムアップし、センター設置へ

山形市社協では2006年に法人後見事業を開始、社協が成年後見利用に関する多くの相談を受けるなかで、相談受付から利用に至るまでの一貫した仕組みがないことや受任調整が課題として見えたことから、これを踏まえて行政へ提言、2011年に市からの受託で成年後見センター開設。

▶後見支援チーム会議

月２回の行政とセンターによる「ケース会議」で振り分けを行い、月１回の専門職と社協との受任調整の「ケース方針調整会議」を開催。2018年度より市長申立案件について「後見支援チーム会議」を開催。

▶福祉まるごと相談窓口活用と市民後見人養成の工夫

社協の事業としてもともとある福祉まるごと相談窓口との連携、また、市民後見人養成時に地域福祉やまるごと相談等について講義の時間を設けることで、相互の役割を理解。また生活支援コーディネーター等と連携し地域に向けて制度や養成講座の広報を実施。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2004年度～	社協として法人後見事業立ち上げの検討開始。先進地視察、研修実施。
2005年度	山形市社協内部での検討会５回実施。要綱の整備。家庭裁判所との調整。
2006年７月	法人後見事業開始。（2018年度までの延べ受任数165件） Point 1
2010年度	法人後見受任から顕在化した課題解決のため受任団体との意見交換会実施。
2011年度	意見交換会を重ねながら、先進地域の成年後見センターを視察。 山形市内の各機関の現状と今後の方針について報告をまとめる。
2012年度	「山形市成年後見制度利用者支援検討会」の設置。 Point 2 （学識者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民事連、包括等12名）
2013年５月	山形市からの委託事業を受け「山形市成年後見センター」開設。
2016年度～	「地域に権利擁護の担い手を育成するために」市民後見人の養成を開始
2018年８月	山形市成年後見センターを中核機関として位置づける。

POINT

Point 1

山形市社協として法人後見の必要性をキャッチし、取組の検討を進めました。日自の利用者が多く、本来であれば成年後見制度への移行が求められる事案でも社協が抱え続けざるを得ない実態がある等、現状と課題分析を行い、法人後見事業をスタートさせました。

Point 2

- 成年後見制度の相談から利用までの一貫した支援体制が欠けている。
- 成年後見人等の受任者が見つかりにくく、選任まで多くの時間を要する。
- 成年後見人等を受任する各法人の組織、活動範囲が多様で総合調整するところがない。
- 成年後見制度自体の周知が不十分であり、普及活動が望まれる。
- 低所得者では申立費用の負担が大きい。

Point 3

センターはすでに中核機関の機能を有していることにより、山形市がセンターを中核機関として位置づけました。また、山形市社協で受けている「福祉まるごと相談」による窓口の一本化により、包括的な相談対応から権利擁護支援が必要な利用者がこぼれ落ちないよう、連携がなされることになりました。

法人後見を受任することで明らかとなった課題とは何でしょうか？

法人後見受任は、2006年度には４件でしたが、2008年度には24件となりました。候補者の移行事案が多く、候補者の受任調整に時間がかかることが大きな課題となっていることがわかりました。

Ⅲ. 山形市における体制の特徴について

1．全体の業務と受任調整

現在、山形市成年後見センターでは下記の業務を行っています。

①制度利用に関する相談対応
②相談ケースへの個別対応・支援
③申立て手続の支援
④後見人の受任者調整
⑤後見人に対する支援
⑥制度の広報・普及活動
⑦市民後見人の養成、名簿管理、フォローアップ
⑧協議会等の運営に関すること

もともと、成年後見センターでは、①②の業務をとおして親族からの相談をしっかりと受け止め、制度利用についての助言や手続きの支援を丁寧に行う実践を行ってきました。

また、④の後見人の受任調整についても、力を入れてきました。受任調整は、「ケース会議」（定例、月２回）と「ケース方針調整会議」（定例、月１回）で行っています。

「ケース会議」は高齢・障害担当の行政職員とセンター担当者による会議で、「ケース方針調整会議」に提案する内容を検討します。「ケース方針調整会議」では、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の委員と市社協で受任機関の調整を行います。市長申立が必要と思われる事案はこの会議で検討され、受任者調整が行われるため、後見人が選任されるまでに時間がかかるという課題について、改善されました。

また、「ケース方針調整会議」で検討された候補者について、市民後見人の選任事案も含め、家庭裁判所はケース方針調整会議の内諾者を加味して後見人等を選任しており、連携を図りながら進めることができています。

この仕組みは中核機関設置後も継続しています。

2．後見支援チーム会議

中核機関設置後に新たに整備したものが「後見支援チーム会議」です。後見制度の利用はゴールではなく、スタートであると考え、市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、この会議を行っていくことを決めました。

後見支援チーム会議は、後見人や関係者が顔を合わせ、情報共有や支援の方向性を検討するための会議です。チームとして意思決定支援を含む支援方針の共有等を行い、課題が出現した際には適切な支援や関係機関につなぐことができるよう、センターが調整役を担います。

支援者側からも、支援チームとして成年後見センターへの相談がしやすくなった、状況が変化したときに再度関係者が集まって協議することができるので継続した支援につながる、と好評です。2020年度からの新たな取組として、後見支援チームに対する専門職派遣も検討中です。

3．「地域に権利擁護の担い手を育成するために」市民後見人を養成

山形市では「地域に権利擁護の担い手を育成するために」をスローガンとして、市民後見人の養成に2016年度より取り組んでいます。受講者は、市民後見人として登録しなくても、法人後見支援員や日自の生活支援員として活動を希望する方も受講できるようになっています。

また、地域での普及啓発のために、地域の金融機関と協力連携を図り、金融機関の職員やＯＢも受講しています。

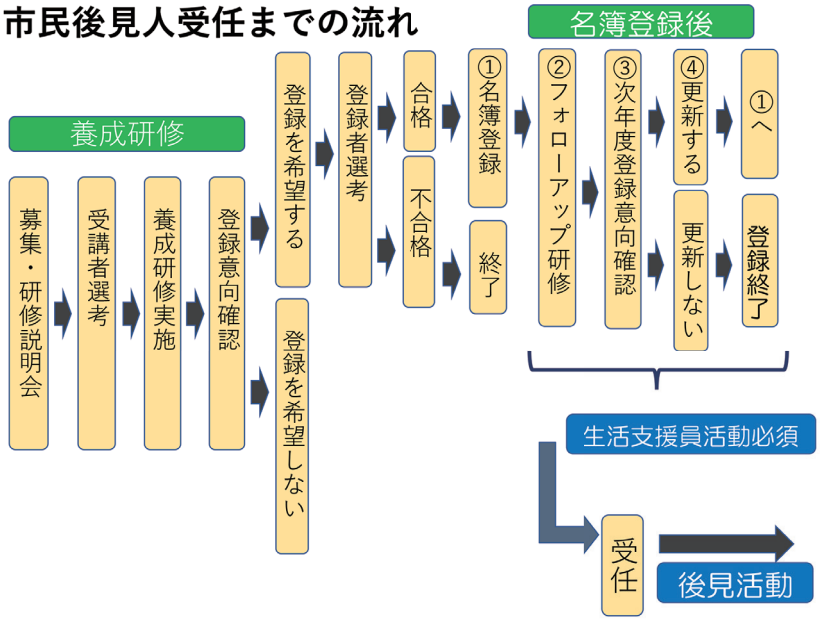

担当者より

日常生活自立支援事業（日自）に継続して取り組む中、意思決定支援のあり方、多額の財産管理など、日自だけでは対応が困難な課題がでてきました。行政と社協間のこれまでの信頼関係を活かし、行政とも連携をとりながら、本人の状態に応じた支援に繋いでいます。

■参考URL　連絡先

山形市福祉推進部長寿支援課
TEL：023-641-1212

山形市社会福祉協議会　成年後見センター
TEL：023-674-0680
URL：https://www.yamagatashishakyo.or.jp/seinen/

自治体名	福島県いわき市	区分	単独・直営
キーワード	市民後見人の養成・活用　　家庭裁判所との連携		

市民後見人選任後の具体的支援と家裁との情報共有

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	323,607人
面　　積	1,232.02㎢
高齢化率	30.0%
地域包括支援センター	7か所
日常生活自立支援事業利用者数	82人
障害者相談支援事業所	26か所
療育手帳所持者数	2,531人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,372人

（2018（H30）年度末時点）
（人口、高齢化率は2019（H31）年3月1日時点）
（日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
410人	331人	57人	17人	5人

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		20件	26件	35件	20件
内訳	高齢者	16件	23件	34件	18件
	障害者	4件	3件	1件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
35人	5人	3人	1人

（2019年3月末時点）

3．事例のポイント

▶委託を見据えた直営としての立ち上げ

いずれは委託をすることも見据えながら、まずは行政が相談受付や後見人選任後の情報共有会議の持ち方などの体制整備をするために直営として中核機関を整備。

▶市民後見人の活躍が本人メリットに

平成27年度より計画的に市が養成講座を開催。登録バンクも準備。専門職後見人との複数受任が基本。身上保護を担当する市民後見人をセンターが手厚く支援することで市民後見人の選任が促進。

▶家庭裁判所との垣根のない関係性

平成25年のセンター開設に向けた検討開始当初から、家庭裁判所がオブザーバーとして関与。気軽に相談できる関係性が継続。担当者異動後も、密な連携と良好な関係が継続。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2007（H19）年度	高齢担当部署（長寿介護課）がいわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会を設置。
2012（H24）年6月	運営協議会内部に権利擁護支援に関わる実務者をメンバーとした専門機関立ち上げに係るワーキンググループを設置し、具体的検討に入る。
2013（H25）年3月	後見制度活用ニーズについてのアンケート調査結果をワーキンググループで検討、専門機関の備えるべき機能等をとりまとめ、市に対して提言。Point 1
2013（H25）年4月	提言を受け庁内における検討開始。
2014（H26）年9月	いわき市権利擁護・成年後見センター開設。 保健福祉課がセンターの担当部署となる。Point 2
2017（H29）年3月	既存の上記センターに中核機関機能を追加し、中核機関設置。

POINT

Point 1

いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会より、ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うこと、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導くことなどが提言されました。

Point 2

支援対象が高齢者、障害者であり、制度横断的な対応が求められることから、保健福祉分野を統括する保健福祉課がセンターの担当部署となりました。

中核機関となってから関わることになった立場で感じていることはありますか？

市を中心としたセンターの立ち上げ期に関わったのは、権利擁護支援についての思いと経験が豊かな担当者でした。これまでの取組が伝えられてきたこと、権利擁護実践団体からの専門職員派遣など行政内部の異動があっても、支障が出ないよう組織の体制づくりを工夫したことで、担当者の異動後も、組織として理念を共有することができ、体制を継続することができました。

Ⅲ. いわき市における体制の特徴について

1．関係者の協力を得ながら進めた直営としての立ち上げ

相談については、いわき市権利擁護・成年後見センター（以降、センターと略）が直接相談を受けることもあります（相談のうちの約３～４割）が、市内７か所に設置された地区保健福祉センター、地域包括支援センターが医療・介護機関、本人等からの最初の相談窓口となり、センターへつなげるケースも多くあります。

最初の相談の時点で地区保健福祉センター、地域包括支援センターの担当が制度利用に関するニーズをある程度整理してからつなげるため、センターは主に支援ニーズの高いケースの支援を担当することが可能となっており、業務の効率化につながっています。

立ち上げに際しては、業務内容が専門的であるなど、人材確保が困難と見込まれる一方、権限の行使など、市が果たすべき役割も求められることから、市直営と委託のいずれの運営手法が適当かを検討した結果、権利擁護支援について専門性を有する法人から職員の派遣を受け、市直営で設置することとなりました。

現在も設置当初と同様に、職員の派遣を受けながらセンターを運営していますが、設置から５年が経過し、活動も安定してきたことから、委託による運営も検討していくこととなります。

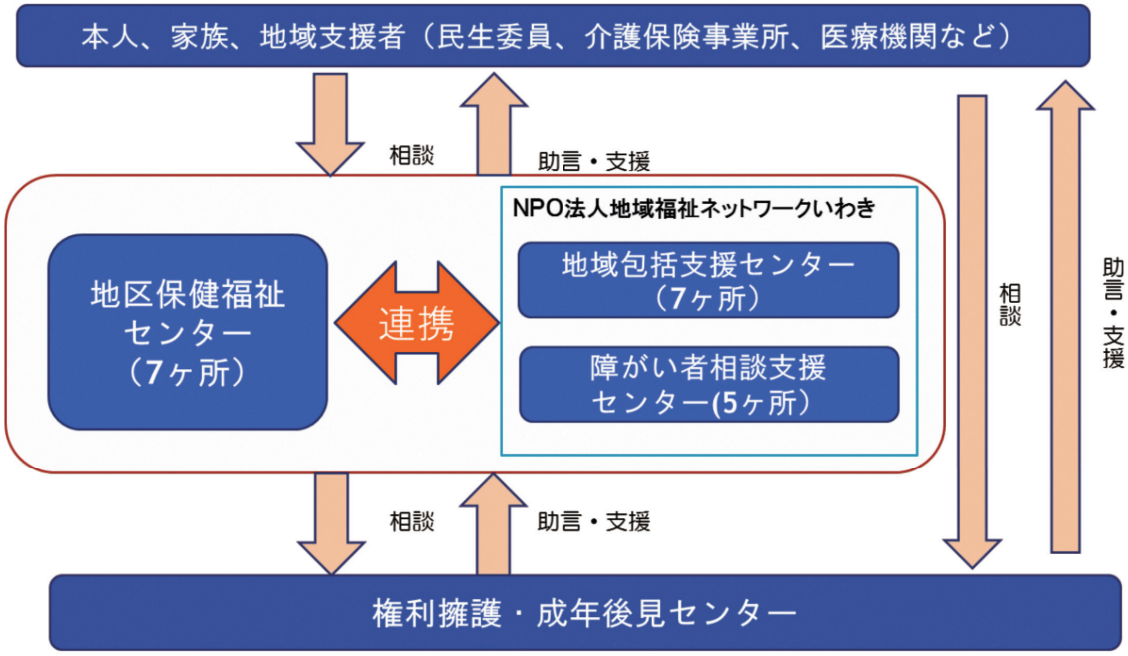

現在、一般相談に関しては申立ての手続き支援まで対応しています。

市長申立てを検討するケースについては「成年後見制度利用支援個別検討会」を実施し、詳細なアセスメントの上での制度利用の必要性の確認、受任調整、申立て以降の各関係機関の役割分担等をおこなっています。

2．市民後見人の活躍が本人のメリットに

市民後見人については2015年度より直営にて２年間を１期とした養成講座を開催し、これまで37名が受講、現在19名が市民後見人バンクに登録しています。市民後見人の受任については家庭裁判所と十分に協議して進めており、専門職との複数後見による個人受任（現在の受任７名）と、市内にある法人に所属し法人後見の支援員として活躍する場が用意されています。

市民後見人の受任ケースは市長申立てとなる事案の中で、虐待対応や債務整理などの専門的対応を要しないケースとしています。センターは市民後見人への支援として、すべてのケースについて、**選任後関係者を集めて情報共有会議を開催**し、本人の状況と今後の支援方針を共有するとともに、**３カ月の間は市民後見人の訪問にセンター職員が同行**する形で支援します。

身上保護を担当する市民後見人が後見活動を終了するまでセンターが手厚く支援しているので、本人も成年後見制度を安心して利用できるメリットがあります。

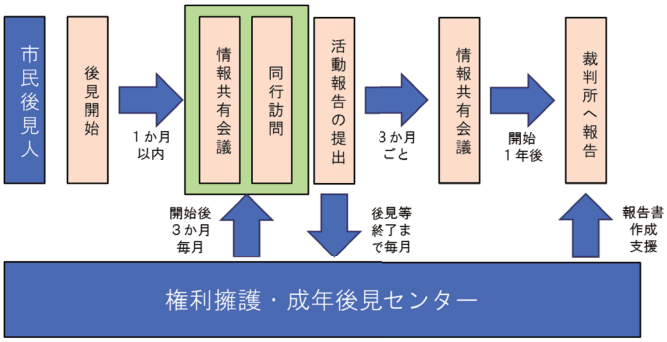

3．家庭裁判所との垣根のない関係性

市民後見人の選任が増加したのは、**家庭裁判所へ気軽に相談できる体制をとることができていた**からです。

「専門職後見人と市民後見人」という複数後見の役割分担について、「財産管理を専門職後見人、身上保護を市民後見人が担当する、市民後見人の身上保護の部分をセンターが支援する」ということを家庭裁判所に明確に伝えました。また、実際の取組において家庭裁判所としても課題を感じるところがあれば**率直に意見交換**をし、市が目指す市民後見人と専門職後見人の複数後見選任や後見人へのバックアップ機能をセンターが担えるよう連携がとられてきました。今後は、市民後見人養成講座や研修により、市民後見人が単独で選任されることも目指しており、市民後見人が、財産管理についても、より学べる仕組みについて検討したいと考えています。

行政・包括担当者より

行政職員は、異動直後は申立てについてのノウハウがない状態となります。しかし、権利擁護センターがあることで、手続きや書類についてすぐに確認することができています。

担当者が権利擁護に関する相談を受けたとき、一人で抱え込まずにすみ、課題に対応する相談機関に繋げ、適切な対応がなされる、ということが行政内、包括内で認識されてきました。中核機関が設定されたメリットを感じています。

家裁より

いわき市の取組みは、県内でも先駆的な事例ととらえ、積極的に連携を図ってきました。

取り組みを進めることは、裁判所だけが、あるいは市役所だけが大変になる、ということではなく、それぞれの立場で感じている課題を共有し、お互いの立場を理解して解決策を考えることで利用してよかったと思われる制度になっていくと考えます。これからは親族後見人への支援を、センターと一緒に取り組んでいくことが課題ととらえています。

コラム

市町村における中核機関等設置のために広域機関は何ができるのか

北海道社協・成年後見制度推進バックアップセンター
中村　健治

「誰もが住み慣れた地域で安全に安心して住み続けたい」と願っています。それは、認知症や知的障がい、精神障がいを持っても同じです。もしそのような方々の判断能力が不十分になったり、自分の思いや気持ちを伝えることが難しくなった時、不利益を被らないようにするために成年後見制度などの権利擁護事業が取り組まれており、令和３年度末までに各市町村において中核機関等が設置されることになっています。北海道でも令和元年12月１日時点で、179市町村中81市町村に61カ所（内４カ所は複数市町村共同設置）の中核機関や後見支援センター等が設置されており、内59カ所（96.7％）が市町村社協へ委託されています。（道社協調べ）

中核機関を市町村が委託する場合の運営主体については、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社協、NPO法人、公益法人等）」を選定すると国の基本計画で示されています。また、社協がこれまで地域における権利擁護体制の構築に向けて、小地域ネットワークづくりや日常生活自立支援事業などの地域の支え合いや寄り添い型の支援、意思決定支援に取り組んできたことなどから社協への中核機関等の役割・期待が大きくなっていると思われます。

道社協では、このような現状を踏まえ、成年後見制度における地域連携ネットワークづくりや中核機関等の設置、法人後見受任体制の整備など北海道における総合的な権利擁護体制の構築を進めるため、令和元年６月18日に『成年後見制度推進バックアップセンター』を開設しました。

センター開設から、約９か月が経ち36市町村社協及び11行政から延べ115件の相談があり、地域におけるニーズ把握の方法について、中核機関の４つの機能の具体的内容について、地域連携ネットワークの協議体や中核機関の委員会のメンバーについて、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や専門職団体との連携方法について、法人後見受任体制整備や担い手の確保について、社協が中核機関等に取り組む意義についてなど、様々な相談が寄せられています。特に、中核機関や後見支援センター等が未設置の市町村においては、単独での設置はマンパワー的にも財源的にも厳しい、家庭裁判所や弁護士等の専門職・団体と日常的かかわりが薄くどう進めたらよいかわからないなど、広域支援が必要な相談も多く寄せられています。東京都では、成年後見制度の体制整備や利用促進に向けて、弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職団体と連携協定を締結して、区市町村支援を行う仕組みをつくっており、広域機関に求められる役割は大きいと思われます。

北海道でも、道と道社協、札幌高裁の三者で認識共有する場で、市町村支援のイメージづくりと三者の役割分担を行い、チームとして成年後見制度の体制整備や利用促進に取り組むこととしています。

最後になりますが、市町村における中核機関等の設置では、身近な地域におけるネットワークづくりがポイントとなりますが、広域におけるネットワークや複数市町村による連携体制の調整や整備など、都道府県や都道府県社協の出番はそこにあると感じています。

まずは、中核機関等の設置に向けて、都道府県や都道府県社協へのアクションをお勧めします。

コラム　新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター
所長　小野寺　幸司

どこの地域に暮らしていても、必要な人が成年後見制度を活用してもらう場面で、地域に後見人等を受任してもらえる社会資源があるかが重要なポイントになります。全国をみると専門職が確保できる地域よりも不足する地域の方が多いものと思います。そのような地域では、新たに後見人等の受け皿としての社会資源が必要となります。そのような場合は、一般住民がボランティア精神に基づき、被後見人等と同じ住民目線を持ちながら柔軟な後見活動を実践する市民後見人の活躍が期待されます。また、どの地域においても、社会福祉法人が福祉サービスの担い手として事業を推進している状況にありますので、社会福祉法人による法人後見活動についても重要な社会資源となり得るものです。市民後見人や社会福祉法人による後見活動の実践においては、その養成から受任調整、受任後の後見活動支援や専門的支援などの機能が必要となります。中核機関が中心となり、それぞれの地域に応じて家庭裁判所をはじめ、司法や医療・保健・福祉等の機関と連携した成年後見の推進体制を構築していくことが大切です。そのことで、住民個々に権利擁護支援が実践され「このまちで、安心して、ずぅっと暮らしたい」という願いが叶うことと思います。

コラム　家庭裁判所と中核機関の関係～顔の見えるお付き合い～

福島家庭裁判所いわき支部

福島家庭裁判所いわき支部と中核機関であるいわき市との間では、それぞれの組織で後見事務を中心的に担当する職員同士（裁判所の主任書記官と市の係長）の信頼関係の構築がポイントであると考えています。相互の信頼関係構築により、様々な疑問や要望を率直に伝え合うことができるようになり、また、そこで出された疑問や要望に双方が真摯に応えることで、お互いの信頼関係も更に深まっていくという相乗効果が得られると感じています。

具体的には、市民後見人の養成、活用の場面では、裁判所は、いわき市からの要請で市民後見人養成講座の講師を引き受けたり、活動している市民後見人が裁判所に来庁した際に、苦労した点や疑問を感じていることを直接聴いて、いわき市にそれをフィードバックするという取組を続けています。

また、裁判所といわき市との間で、親族後見人を支援する中核機関の機能の活用について意見交換をした際には、親族後見人が利用できる相談窓口を紹介していただいたり、いわき市の事業（報酬の助成事業や弁護士等の専門職による無料相談会等）の内容を教えていただくなど、双方向での意見交換ができました。

今後は、いわき市において親族後見人を対象とした研修の実施を検討していると聞いていますので、研修開催通知の送付など裁判所も可能な限り協力していきたいと考えています。

ポイント解説

自治体・中核機関と家庭裁判所との連携

地方自治体が中核機関や地域連携ネットワークを整備し、その機能を充実させていくにあたっては、家庭裁判所との連携がポイントになります。福祉行政においては福祉サービスの提供等により、本人やその支援者をサポートしています。このようなサポートを通じて得られたより身近で実情に即した情報が、家庭裁判所の後見開始や後見人選任等の判断に活かされることで、より適切な後見人の選任や交代につながるなど利用者がメリットを実感できる制度の運用の実現が可能となるのです。このような観点から、家庭裁判所と地方自治体が適切に役割を分担した上で、連携して、中核機関や地域連携ネットワークの整備に取り組むことが重要といえます。

まず、中核機関や地域連携ネットワークを整備する段階においては、家庭裁判所が持っている成年後見制度の運用に関する知見や統計データなどを共有しながら取組を進めていくことがポイントとなります。また、成年後見制度利用促進機能の充実を図る段階では、後見人等候補者を家庭裁判所に推薦するにあたり、家庭裁判所との間で後見人等の選任イメージを共有しておくことがポイントとなります。さらに、後見人支援機能（モニタリング・バックアップ）の充実を図る段階では、類型の変更、後見人等の追加選任や辞任・交代などの必要性が生じた場合に、後見人等の監督を行う家庭裁判所との連携が必要となりますので、そのイメージを共有しておくことも重要です。

基本計画が目指す「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」は、中核機関や地域連携ネットワークが整備され、本人をとりまく後見人や親族、福祉関係者、自治体の職員、専門職、家庭裁判所など、様々な立場・職種の方々が本人に関わり、法律的・福祉的な観点も含めた多角的な検討や、それぞれの強みを活かした支援を行うことによって、初めて実現できるものであるといえます。全国どの地域に住んでいても、安心して成年後見制度を利用し、メリットを実感できるようにするためには、地方自治体と家庭裁判所が連携し、協力しながら体制整備に取り組む必要があります。

現在、全国の家庭裁判所では、地方自治体との間で、中核機関等の整備や機能充実に向けた意見交換を行ったり、地方自治体が主催する協議会に参加したりするなどの連携を行っています。また、地方自治体が実施する研修に職員を講師として派遣し、成年後見制度や家庭裁判所での運用について説明するといった協力も行われています。地方自治体の方々にとって、家庭裁判所は敷居の高い存在と感じられるかもしれませんが、家庭裁判所は、地方自治体と「顔が見える関係」を築き、地域の実情に応じた効果的な対応策を一緒に検討しながら取組を進めていきたいと考えています。ぜひお気軽に全国の家庭裁判所に御連絡ください。
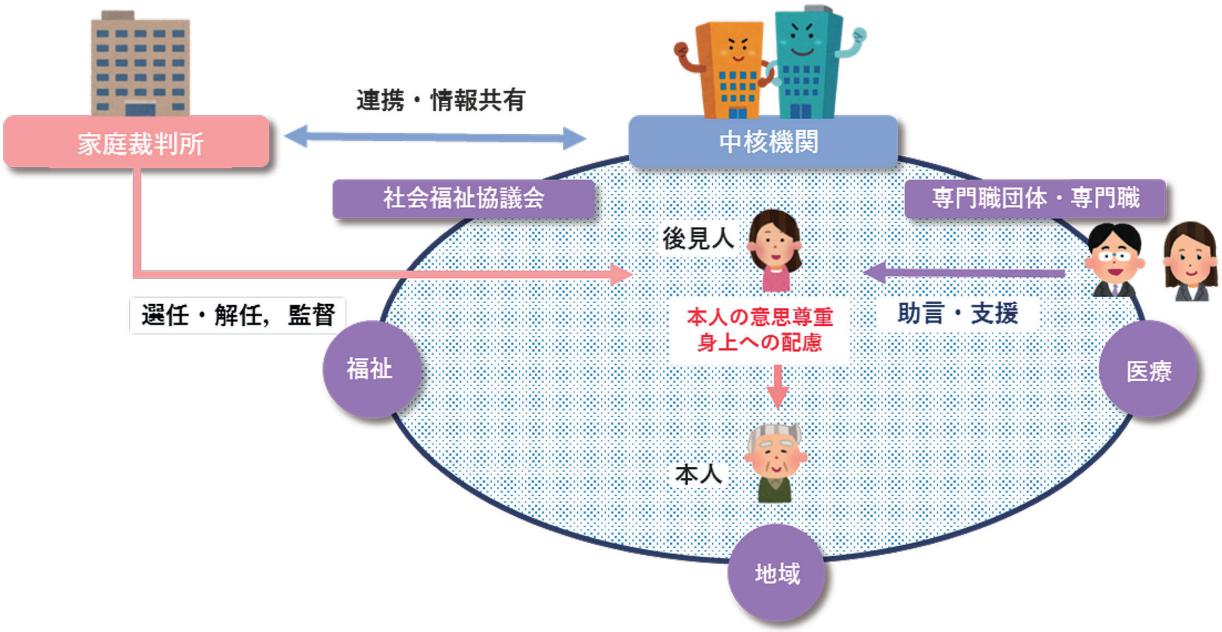
地域連携ネットワークのイメージ